

みよし市高齢者難聴用補聴器購入費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和6年3月22日

みよし市長 小山 祐

みよし市高齢者難聴用補聴器購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、聴力機能の低下が見られる高齢者に対し、生活支援及び社会参加の促進を図るために実施する補聴器購入費助成事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業における助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の在宅者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付の対象とならない者であること。
- (2) 耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した医師をいう。以下同じ）又は身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師が、補聴器の装用が有用であると判断した者であること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項に規定する補装具費支給対象障害者等でない者であること。
- (4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づく補聴器の購入に係る助成を受けていない者であること。
- (5) 過去に本事業による助成を受けた者にあっては、当該助成の対象となった補聴器の購入日から起算して5年を経過し、かつ、当該補聴器が有用でない場合であること。

(対象機器)

第3条 この事業における助成の対象となる機器は、管理医療機器認証を取得した補聴器本体（電池、充電器及びイヤモールド（以下「付属品」という。）を含む。）とする。

(対象経費)

第4条 この事業における助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、前条に規定する機器1台分の購入に要する費用とする。ただし、付属品単体での購入に要する費用は対象としない。

(助成金額等)

第5条 この事業における助成金の額は、補聴器の購入に要する費用の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とし、市町村民税非課税世帯は3万円、市町村民税課税世帯は1万5千円を限度とする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、みよし市高齢者難聴用補聴器購入費助成申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 第2条第2号に規定する医師が、申請者の聴力検査を実施した上で交付したみよし市高齢者難聴用補聴器購入費助成に係る意見書（様式第2号。以下「医師意見書」という。）。ただし、医師の記入日から3月以内であるものに限る。
- (2) 医師意見書に基づき、補聴器販売業者が作成した見積書及び内訳書
- (3) 助成対象者の属する世帯の構成員の市町村民税の額が確認できる書類（みよし市が公簿で確認できない場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類
(決定通知等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成することを決定したときは、みよし市高齢者難聴用補聴器購入費助成決定通知書（様式第3号）により、助成しないことを決定したときは、みよし市高齢者難聴用補聴器購入費助成却下通知書（様式第4号）により、前条の規定による申請を行った者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条第2項の規定による決定の通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、補聴器を購入後、申請日の属する年度内に、市長に対し、みよし市高齢者難聴用補聴器購入費助成請求書（様式第5号）により助成金を請求するものとする。

（助成金の支払）

第9条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を支払うものとする。

（譲渡等の禁止）

第10条 受給者は、助成の対象となった補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第11条 市長は、受給者が偽りその他不正の手段により助成を受け、又は前条の規定に違反したと認めるときは、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。